

北海道医療給付事業のレセプト併用化による影響

1 経過

北海道保健福祉部から平成 29 年 11 月 24 日付文書により、北海道医療給付事業（重度心身障がい者等）に係るレセプト併用化について、本年 8 月から実施することが示された。

2 広域連合の対応

実施に際しては、後期高齢者医療電算処理システム（標準システム）における高額療養費の支給計算機能等を当広域連合独自に改修する必要があるが、平成 30 年度は国制度の変更（高額療養費外来年間上限の処理）、機器更改など、例年のない改修対応が多数予定されており、レセプト併用化に関する改修期間等の調整が困難であることから、8 月実施への対応は実質的に不可能な状況となっている。

3 想定される影響

被保険者及び市町村に対し、高額療養費の支給遅延が発生する。

4 基本的な考え方等

レセプト併用化は、医療機関の事務軽減や市町村事務の軽減になるため、事業趣旨等は尊重されるべきものであるが、後期高齢者医療被保険者及び市町村に対する支給遅延を生じさせないため、実施時期を 1 年間延期するよう要望中であり、協議を重ねている。

- (1) 平成 29 年 12 月 6 日 北海道へ文書により延期要望
- (2) 平成 29 年 12 月 22 日 北海道との協議（北海道庁）
- (3) 平成 30 年 1 月 10 日 北海道との協議（北海道庁）
- (4) 平成 30 年 1 月 23 日 北海道との協議（国保会館）